

国民健康保険傷病手当金

支給

対象…次の条件をすべて満たすこと ①国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている人） ②新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため勤務することができなくなった人 ③勤務することができない間、給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている人

対象期間…勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から、勤務することができない期間のうち、勤務を予定していた日

支給額…（直近の連続した3月間の給与収入の合計額÷その間の勤務日数）×2/3×勤務を予定していた日数

適用期間…今年1月1日～9月30日の間で、勤務することができない期間

必要なもの…申請書、国民健康保険証、世帯主の印鑑（認め印可）、通帳

※代理人が受け取る場合は、代理人の印鑑と通帳が必要

▶▶▶申請・問い合わせ…保険課医療保険係（TEL 25-2113）（FAX 29-9843）

子育て世帯への臨時特別給付金

給付金

支給額…対象児童1人につき1万5000円（国1万円＋直方市5000円）

※1回のみの支給

※申請は原則不要。公務員の場合は、勤務先で支給対象である証明を受けた申請書を居住市町村に提出

対象…今年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者

※今年3月31日時点で市に住民登録のある0歳～中学生の子どもがいる世帯

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5000円の支給を受けている受給者は対象外となります。

支給時期・方法…6月支給日に、児童手当支給口座に同時振込予定

▶▶▶問い合わせ…こども育成課家庭支援係（TEL 25-2133）（FAX 25-2316）

介護サービス費等

減免

減免率…利用料（利用者の本人負担分）の70%

対象…次の条件をすべて満たすこと

条件(1)本年中の見込所得金額が前年の所得と比べて著しく減少していること

条件(2)次のいずれかを満たすこと ①生計中心者の死亡、重大な障がい、長期間入院による著しい収入減少 ②事業等の休廃止や著しい損失若しくは失業等による生計中心者の著しい収入減少 ③干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由による生計中心者の著しい収入減少

条件(3)本年中の見込所得金額が「33万円＋世帯人数×51万円」を超えない額である世帯

必要なもの…申請書、本年收入見込の資料など

▶▶▶申請・問い合わせ…高齢者支援課介護サービス係（TEL 25-2390）（FAX 24-7320）

医療等の相談窓口はこちら

- 医療機関受診に関して
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
(TEL 0948-21-4972)
夜間・休日の連絡先
(TEL 092-471-0264)
- その他の問い合わせ
県がん感染症疾病対策課
(TEL 092-643-3288)
厚生労働省電話相談窓口
(TEL 0120-565653)
聴覚障がい等、
電話での相談が難しい人
(FAX 03-3595-2756)

◎寄附
光福寺 様
◎雨合羽の寄贈
株式会社旅ランド 様

福岡県土木組合連合会
株式会社金子様
株式会社マサトー様
直方支部 様

◎マスキの寄贈
株式会社サクラスキルテック 様
フラワーショップ
花HANNA 様

◎フェイスシールドの寄贈
九州住友ベークライト 株式会社 様

◎検温器の寄贈
アドバンテック テクノロジーズ 株式会社 様

寄贈のお礼
新型コロナウイルス感染症の拡大
防止対策のため、次の方より、寄附
が寄せられました。

直方市ふるさと納税の使いみちに「新型コロナウイルス感染症対策応援プロジェクト」を追加しました。
※直方市内在住の方は、ご寄附はできますが返礼品の送付はできません。何卒、ご了承ください。

事業者向け給付金等（国・県）

○持続化給付金（経済産業省）

給付額…法人は上限200万円、個人事業者は上限100万円を給付

申請期限…来年1月15日（金）

※対象など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ…持続化給付金事業 コールセンター（TEL 0120-115-570）

※IP電話・スマートフォンなどからはTEL 03-6831-0613

申し込みはこちら



○福岡県持続化緊急支援金（福岡県）

国の持続化給付金の対象にならない中小企業等に対して給付金を支給します。申し込みはこちら

給付額…法人は上限50万円、個人事業者は上限25万円を給付

申請期限…緊急事態解除宣言がなされた日の翌月末(最長令和3年1月15日)まで

※対象など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ…福岡県持続化緊急支援金相談窓口（TEL 0570-094-894）



事業者向け相談窓口（直方市）

○社会保険労務士による相談窓口

雇用調整助成金などの申請手続きをサポートします。（1回30分、事前予約制）

とき…毎週火曜日・木曜日（午後1時30分～午後4時30分）

ところ…市庁舎5階 特別相談会場(505会議室)

予約・問い合わせ…商工観光課工業振興係(TEL 25-2155)(FAX25-2158)

○市による特別相談窓口

各支援策の概要のご案内、活用できる給付金・補助金などのマッチングをサポートします。

とき…月～金曜日（午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く））

※木曜日は、午後7時まで

ところ…市庁舎5階 特別相談会場(505会議室)

予約・問い合わせ…商工観光課工業振興係(TEL 25-2155)(FAX25-2158)

のおがた健康づくりだより

特定健診に関するお知らせ



市の集団健診は6月・7月の実施日は延期しますが、医療機関で受診する個別健診（以下、個別健診）については6月1日より実施予定です。

直方市国民健康保険加入者には、5月下旬頃に「特定健診のご案内」ハガキ（往復はがき）を個別発送していますが、新型コロナウイルス感染症の流行状況をみながら、慌てずに、受診券の有効期限までの間に受診してください。

“「特定健診のご案内」ハガキ”でできること（特定健診の受診時に必要な「受診券」ではありません）

①今年度の特定健診を集団健診 or 医療機関のどちらで受診するか意思表示

②9月以降に予定されている集団健診の予約 ※このハガキでは個別健診の予約はできません。

③個別健診希望で、受診月が決まっている人はハガキにご記入ください。受診月の前月末までに「受診券」がお手元に届きます。

※個別健診をご希望の人は、各自で医療機関に予約をしてください。早めに受診券が欲しい人は、医療保険係（25-2113）までご依頼ください。

“受診券”とは

①個別健診で特定健診を受診する際に必要な券です。（集団健診では必要ありません）

②有効期限は来年3月31日までです。

問い合わせ…健康福祉課健康推進係 TEL 25-2115 FAX 25-2135